

01 ダイバーシティ  
子供 (Children)

# 1 子供目線に立った政策の推進

## 1 子供の声を政策に反映する取組への支援

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 子供政策連携室)

地方公共団体が、地域の実情を踏まえた子供の意見聴取・意見反映を継続的に推進できるよう、子供の意見を聴く取組を支える人材の育成を強力に進めるとともに、必要な財政措置を講じること。

### <現状・課題>

令和5年4月に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）では、第11条において、こども施策を策定、実施及び評価するに当たっては、こども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられている。

また、国は「こども大綱」（令和5年12月）において、「こどもにとってより身近な施策を行う地方公共団体において、様々な機会を捉え、こどもの社会参画の促進、意見を聴く取組が着実に行われるようにすること」としている。さらに、「こどもや若者が意見を言いやすい環境をつくるため、安全・安心な場をつくり意見を言いやすくなるように引き出すファシリテーターを積極的に活用できるよう、人材確保や養成等のための取組を行う。」としている。

都では、令和3年4月に施行された東京都こども基本条例（令和3年東京都条例第51号）第10条において、「こどもを権利の主体として尊重し、こどもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図る」ことを定めている。これを踏まえ、子供の居場所におけるヒアリングをはじめ、こども都庁モニター、SNSアンケートなど様々な手法を活用して、多様な子供の意見を適切に施策に反映し、実効性の高い子供政策を展開してきた。さらに、令和8年度からは、区市町村が子供の声を聴き、施策に反映させる取組への補助を実施している。また、子供の意見聴取のノウハウ等を区市町村等にアドバイスするため相談窓口を設けるとともに、自治体職員が意見聴取の意義等を学ぶ講座や、子供が安心して意見を言える環境づくりに不可欠なファシリテーターを育成する研修を行っている。

子供の意見を聴く取組は、意見反映により子供政策の実効性を担保するだけでなく、子供の自己肯定感や自己有用感を高め、社会の一員としての主体性を育むという点においても、重要な役割を果たすものである。

国においても、地方公共団体へのファシリテーター等の派遣や、ファシリテーター養成への支援を実施し、取組を推進しているところではあるが、その規模は必ずしも十分とは言えない状況である。

全国各地で子供の意見聴取を行う上で必要な環境整備に向けて、地方公共団体が地域の実情を踏まえた施策を継続的に推進できるよう、人材育成や財政支援等の措置を講じることが求められる。

<具体的要求内容>

地方公共団体が、地域の実情を踏まえた子供の意見聴取・意見反映を継続的に推進できるよう、子供の意見を聴く取組を支えるファシリテーションについての必要な知識や実践的経験を有した人材の育成を強力に進めるとともに、必要な財政措置を講じること。

## 2 幼児教育・保育の充実

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁)

- (1) 全ての乳幼児の育ちを支える幼児教育・保育の在り方等について検討し、改善・充実を図ること。
- (2) 幼稚園教諭及び保育士の養成課程の内容を更に充実すること。

### <現状・課題>

乳幼児期は人生の土台を形成する重要な時期であり、子供目線に立ち幼児教育・保育の更なる質の向上を図っていくことが重要である。

東京都では、「就学前教育プログラム」の策定及び「就学前教育カリキュラム」の策定・改定や、国の幼児教育の理解・発展推進事業において、幼稚園教諭等を対象とした保育技術等に関する研究協議や講義等を実施する等、幼児教育・保育の充実に努めてきた。また、令和4年度に公表した「こども未来アクション」において、「乳幼児期の子育ち」をプロジェクトの一つに掲げ、乳幼児期から子供の健やかな成長をサポートする取組を開始した。その一環として、令和5年度には、主体的・協働的な探究活動を通じ、乳幼児の豊かな心の育ちを後押しする幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定し、令和6年度から都内全域の幼稚園、保育所等を対象に展開している。

令和6年度に「とうきょう すくわくプログラム」を実施した園を対象に都が行ったアンケート調査では、子供たちが探究活動を積み重ねることで、好奇心や主体性といった資質・能力の向上につながる可能性が示唆されている。

国においては、平成29年の幼稚園教育要領や保育所保育指針等の改訂に際し、人格形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を示すとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（いわゆる「骨太の方針」）において、非認知能力の育成に向けた幼児教育・保育の質的向上の推進が記載された。全ての乳幼児の成長を後押しし続けるためには、継続して幼児教育・保育の充実に向けた取組の検討が不可欠である。

加えて、幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続といった課題は依然として残っており、乳児期からの連続性を踏まえ、幼児教育・保育をより一層充実させていくことも重要である。

以上より、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の内容を基に、子供の最善の利益という観点から、幼児教育・保育の内容について検討していく必要がある。

また、幼稚園教諭及び保育士の養成段階において、小学校との連続性を踏まえるなど、幼児教育・保育の在り方等について学ぶ機会や内容を充実させていく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領の次期改訂に向けて、より子供目線に立った幼児教育・保育の在り方等について、研究・開発を進めること。
- (2) 大学や専門学校等における幼稚園教諭及び保育士の養成課程において、小学校との連続性を踏まえる等、幼児教育・保育について学ぶ内容を更に充実すること。

### 3 学校外における多様な学びの場・居場所への支援

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・教育庁)

- (1) 不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力に支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における多様な学びの場・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。
- (2) 学校外における多様な学びの場・居場所に対する支援に当たっては、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握するとともに、保護者の不安や悩みに対するサポート等の取組を一層充実すること。
- (3) 地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における多様な学び・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること。

#### <現状・課題>

文部科学省が実施した、令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中学校の不登校児童・生徒数は353,970人となり、前年度比で7,488人増加している（うち都内の不登校児童・生徒数は33,831人、前年度比で368人の減少）。

さらに、小学校1年生の不登校児童数については、コロナ禍前の令和元年度比で約3.2倍の8,738人となっている。他学年と比較して不登校児童数の増加割合が高く、不登校児童生徒の低年齢化の傾向が見られる。

こうした厳しい状況に対して、不登校等、学校生活になじめない子供が、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向け、個々の状況に応じた適切な支援が受けられるよう不登校等の子供を取り巻く実態を把握した上で、学校及び学校外の双方から多様な選択肢を確保していく必要がある。

国は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年法律第105号）において、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすることを基本理念の一つに掲げるとともに、不登校児童生徒等に対する学校及び学校以外の場における教育機会の確保等について規定している。

あわせて、「こども大綱」（令和5年12月策定）では、教育機会確保法の趣旨

を踏まえ、全ての子供が教育を受ける機会を確保できるよう、学校内の取組に加え、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子供への支援体制を整備し、アウトリーチを強化するとしている。

不登校等の子供に対する教育機会等の確保は、全国共通の課題であり、国として、フリースクール等の学校外の多様な学びの場・居場所の創出に向けた実効性のある取組を推進していくことが求められる。

また、子供の不登校に伴う保護者等の離職をはじめ、保護者等自身も様々な不安や悩みに直面していることから、保護者等へのサポートを充実・強化することが必要である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 不登校等の子供に対する学校での取組を国として強力で支援していくことはもとより、学校外での多様な学びの機会を確保する観点から、フリースクール等の学校外における多様な学びの場・居場所の在り方等について、法的な位置付けを明確にするとともに、国として必要な支援策を構築すること。
- (2) 学校外における多様な学びの場・居場所に対する支援に当たっては、不登校等の子供を取り巻く実態を的確に把握するとともに、保護者の不安や悩みに対するサポート等の取組を一層充実すること。
- (3) 地方自治体が地域の実情を踏まえて、独自に実施している学校外における多様な学びの場・居場所に対する支援や保護者支援に対して、財政措置等を講じること。

## 4 学校内外における多様な体験活動創出への支援

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 子供政策連携室・生活文化局・福祉局・教育庁)

- (1) 年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、学校内外における体験活動を国として強力に推進すること。
- (2) 地方自治体が地域の実情を踏まえて実施している学校外における体験活動創出への支援に対して、必要な財政措置等を講じること。

### <現状・課題>

文部科学省が実施した、令和2年度「青少年の体験活動の推進に関する調査研究」によると、体験活動などの経験は、長期間経過してもその後の成長に良い影響を及ぼすということが明らかになった。

また、「こども大綱」(令和5年12月)において、国や地方公共団体等が連携・協働して、年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、地域資源も生かした体験の機会を創出することとしている。

子供は、発達段階に応じて、様々な体験や経験を積み重ねる中で、社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を身に付けていくことから、学校内外で様々な体験活動を創出していくことが重要である。

都では、子供を客体ではなく主体として捉えるという、子供政策の基本スタンスの下、全ての子供が、自らの希望に応じて、多様な体験活動にチャレンジできる環境を創出するため、都庁各局の施策と連携・協働し、学校内外で様々な体験活動を創出していくとともに、令和7年度から、学校外の多様な体験活動の創出に取り組む区市町村の支援を行うなど、区市町村と連携した実効性の高い子供政策を展開しているところである。

国においても、自らが主体となって必要な施策を強化・充実するなど、社会全体で実効性のある取組を推進していくとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講じることが求められる。

### <具体的要求内容>

- (1) 年齢や発達の程度に応じて、多様な体験等ができるよう、学校内外における体験活動を国として強力に推進すること。
- (2) 地方自治体が地域の実情を踏まえて実施している学校外における体験活動創出への支援に対して、必要な財政措置等を講じること。

## 5 子供の「遊び」の環境整備

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・国土交通省)  
(都所管局 子供政策連携室)

子供が「遊び」を通じて、健やかに成長できるよう、「遊び」の環境整備に向け、必要な財源を確保するとともに、国が主体となって必要な施策を推進すること。

### <現状・課題>

国は、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」の中で、目指すべき「こどもまんなか社会」として、「様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる社会」を掲げている。また、こども施策に関する重要事項に、「多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」を挙げ、「こども・若者全てのライフステージにおいて、(中略)遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出」し、また「こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する」ものとしている。令和7年6月に改定された「こどもまんなか実行計画2025」では、「こども大綱」に基づいて具体的に取り組む施策について取りまとめられている。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、「社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる、(中略)こどもが本来もっている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、『こどもまんなか』の居場所づくりを実現する」とし、居場所づくりを進めるに当たっては、「居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要」としている。

これら「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画」、「こどもの居場所づくりに関する指針」を見る限り、子供のニーズが高いプレーパークなどの遊び場のハード整備や、プレーリーダー等の子供の遊びを支える人材の確保・育成に関する国の財政的支援の枠組みがない。様々な年齢の子供が集まり自由な発想で遊べるプレーパークの整備や、子供の遊びの幅を広げてくれるプレーリーダーの育成など、子供が多様な人と関わり合いながら、自由な発想でやってみたいことに挑戦できる遊びの環境づくりが重要である。

都は、SNSを活用したアンケートや子供の居場所におけるヒアリングなど様々な手法を通じて、毎年18,000人の子供に意見を聴いている。その中には、「プレーパークみたいな公園が増えてほしい」といった意見や「遊び場や居場所をつくる時は子供の意見を聴いてほしい」といった要望など、「遊び」に関する意見や要望が数多くあった。そこで、都では、令和8年度からプレーパークに特化した補助を新たに開始しており、整備に当たっては子供の意見を聴くことを補助要件としている。また、子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策などに取り組む区市町村を継続的に支援するなど、ハード・ソフトの両面から強力に後押ししている。加えて、「遊び」の大切さをSNSを通じて分かりやすく発信するなど、保護者や地域社

会の理解促進に向けた取組を進めている。

また、都では、10,500世帯を対象とした子供に関する定点調査「とうきょう こどもアンケート」を実施しており、その中で「遊び」と子供のメンタルヘルスとの関係について分析を行った。令和7年度の分析結果として、他者と日常的に遊ぶことが少ない（一人で遊ぶ）子供のメンタルヘルスは、他者と日常的に遊んでいる子供と比較して悪い傾向が見られた。一方、一人で遊ぶ場合であっても、テレビやSNSを見るなどの遊びよりも、体を動かすなどの遊びの方が、一人で過ごすことによるメンタルヘルスへの影響が小さくなる傾向が見られた。このことから、子供のメンタルヘルスを支える観点においても、子供の身近な地域において、日常的に他者と遊ぶことができる環境や、自由に体を動かせる空間を創出していくことが重要である。

子供の「遊び」の環境整備に向けて、国は、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう財政支援等を講ずるとともに、自らが主体となって必要な施策を推進する必要がある。

#### < 具体的要求内容 >

地方自治体が地域の実情に応じて、遊び場づくりやプレーリーダーの人材確保・育成等を推進できるように、国庫補助制度の創設など、必要な財政支援を行うこと。またプレーリーダーが安定的・持続的に活動できる環境づくりに向けた制度の構築など、必要な施策を講じること。

## 6 子供の事故予防の推進

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・経済産業省・消費者庁)  
(都所管局 子供政策連携室)

- (1) 国において収集した、子供の事故情報やいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」について、引き続き地方自治体等との緊密な情報共有を図るとともに、教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくこと。
- (2) 地方自治体や企業、大学・研究機関等が連携して、子供の事故情報等のエビデンスに基づく実効性のある予防策や安全安心な製品の開発ができるよう、財政支援を行うこと。また、その成果を家庭・事業者等が活用できるよう必要な支援や普及啓発を行うこと。

### <現状・課題>

国はこれまでに、「子どもを事故から守る！事故防止ポータル」や「こどもの事故防止ハンドブック」等により、子供の事故情報や事故防止の注意点等を情報発信するとともに、「事故情報データバンクシステム」や「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」等の事故情報等に関するデータベースを構築している。

また、令和4年度において国は、バスの置き去り事例のほか、命の危険につながりかねない事例について、先行自治体や現場をよく知る保育所等の団体関係者から収集し、あわせて今後の事例収集・共有の効果的な方法を検討するなどの調査研究を実施した。

都では、子供の事故予防につながる調査・研究を推進するとともに、学校・保育施設等での事故や子供に関係した製品事故など、幅広い事故データ・事例等を一元的に取り扱う「子供の事故情報データベース」を令和7年3月に公開した。また、令和8年度より、このデータベースの活用を基点とした、産学連携の研究活動による新たな知見の創出や製品開発等の取組に対する助成を開始する。

社会全体で子供の安全・安心を確保していくためには、各省庁においてこれまでに収集した情報を含めた子供の事故情報やヒヤリ・ハット事例について、自治体等とのデータ共有を推進するとともに、教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくことが求められる。また、産官学民の連携の下、子供の事故情報等に基づいて実効性のある予防策や安全安心な製品を開発していくことが必要である。

<具体的要求内容>

- (1) 国において収集した、子供の事故情報やいわゆる「ヒヤリ・ハット事例」について、引き続き地方自治体等との緊密な情報共有を図るとともに、教育・保育施設等の現場へ効果的に発信・共有していくこと。
- (2) 地方自治体や企業、大学・研究機関等が連携して、子供の事故情報等のエビデンスに基づく実効性のある予防策や安全安心な製品の開発ができるよう、財政支援を行うこと。また、その成果を家庭・事業者等が活用できるよう必要な支援や普及啓発を行うこと。

## 7 思春期のメンタルヘルス対策の充実

(提案要求先 こども家庭庁・文部科学省・厚生労働省)  
(都所管局 子供政策連携室・保健医療局)

- (1) 国において、思春期のメンタルヘルス増進や子供の自殺予防の観点から、子供の心や行動に影響を与える事象等について多角的に調査・分析を行い、エビデンスに基づいた対策を強力に進めること。
- (2) 思春期のメンタルヘルス対策を社会全体で推進できるよう、国として、人材確保・体制構築等の適切な措置を講じること。
- (3) 未来を担う子供たちが将来に希望を抱くことのできる社会の実現に向け、思春期のメンタルヘルス増進に資する普及啓発をより一層推進すること。

### <現状・課題>

WHO（世界保健機関）は、世界の10～19歳のうち7人に1人が精神疾患を経験し、自殺が15～29歳の死因の第3位となっていることを明らかにしたうえで、思春期のメンタルヘルス問題に対処しないと、成人期の心身にまで影響が及び、成人期の充実した生活が制限されると指摘している。

我が国においても、平成29年以降、10歳代の自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）は上昇傾向にあり、G7で最も高い死亡率となっている。また、令和7年の小中高生の自殺者数は538人で統計開始以来最多となっており、子供の自殺は非常に深刻な状況にある。

こうした背景の下、都では、思春期がメンタルヘルス上の課題が顕在化しやすい時期であることを踏まえ、令和8年度から思春期の子供の心に影響を及ぼしうる事象・行動を調査するとともに、レジリエンススキルを身につけることができるプログラムの開発等に取り組んでいる。

今後、国においても、子供をメンタルヘルス悪化や自殺に追い詰める要因等について調査研究を更に進めるとともに、現下の深刻な状況を踏まえ、メンタルヘルスの増進や自殺の要因の解消に向けた実効性の高い取組を推進することが求められる。併せて、海外において、青少年のSNS利用等に対する規制の動きが進んでいる中、インターネットやSNS、AIの利用が青少年に与える影響等を調査・分析したうえで、エビデンスに基づいた対策の検討を早急に進めていく必要がある。

また、思春期のメンタルヘルス対策に関する専門知識や技量・経験を有する人材の確保や体制整備が課題であることが指摘されていることから、国として、専門人材の育成・確保や、関係機関が連携して継続的に支援を行うための体制構築

など、適切な措置を講じることが求められる。

さらに、子供は自身の置かれた状況を客観的に捉えることができず、SOSを出すきっかけがつかみづらいことから、うつ病などの精神疾患への正しい理解、メンタルヘルス確保に向けた適切な対応、自殺のリスク要因などに関し、子供だけでなく周囲の大人を含め、社会全体の理解促進を一層図っていく必要がある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 国において、思春期のメンタルヘルス増進や子供の自殺予防の観点から、子供の心や行動に影響を与える事象等について多角的に調査・分析を行い、エビデンスに基づいた対策を強力に進めること。
- (2) 思春期のメンタルヘルス対策を社会全体で推進できるよう、国として、人材確保・体制構築等の適切な措置を講じること。
- (3) 未来を担う子供たちが将来に希望を抱くことのできる社会の実現に向け、思春期のメンタルヘルス増進に資する普及啓発をより一層推進すること。

## 8 中高生の地域における居場所づくりへの支援

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 子供政策連携室)

地方自治体が、地域の実情に応じて中高生の居場所づくりを推進できるよう、必要な財政支援を行うこと。また、居場所づくりの担い手が安定的・持続的に活動できる環境づくりに向け、必要な施策を講じること。

### <現状・課題>

国は、「こども大綱」（令和5年12月）において、「全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進する」こととしている。

また、「こども大綱」と同日に閣議決定された「こどもの居場所づくりに関する指針」においては、こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点として、持続可能な居場所づくりの観点から、居場所づくりの担い手への支援が重要であるとしている。

WHO（世界保健機関）の報告によると、世界の10～19歳のうち7人に1人が精神疾患を経験しているなど、思春期のメンタルヘルスの問題は世界規模で深刻化している。都では、自宅以外の居場所がある子供はそうでない子供に比べて幸福度や自己肯定感などが高い一方、中高生になると地域に安心できる居場所が少なくなる傾向が見られる。思春期のメンタルヘルス対策の重要性が増している中、中高生の地域における日常的な居場所づくりを進めていくことが求められる。

そこで、都は令和8年度から、中高生の意見を取り入れた居場所づくりや、中高生自身が運営やプログラム企画に参画する居場所づくりに取り組む区市町村を、ハード・ソフトの両面から支援する補助制度を創設し、中高生の地域の居場所づくりを推進している。

国においても、中高生の地域の居場所づくりに向けて、自らが主体となって必要な施策を強化・充実するなど、社会全体で実効性のある取組を推進していくとともに、地方自治体が地域の実情を踏まえた施策を推進できるよう、財政支援等を講じることが求められる。

### <具体的要求内容>

地方自治体が、地域の実情に応じて中高生の居場所づくりを推進できるように、中高生の居場所づくりに係る新たな補助制度を創設するなど、ハード・ソフトの両面から必要な財政支援を行うこと。また、居場所づくりの担い手が安定的・持続的に活動できる環境づくりに向け、人材の確保や育成等に必要な施策を講じること。

## 9 こども性暴力防止法の施行に向けた取組の推進【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 子供政策連携室・総務局・生活文化局・福祉局・教育庁)

- (1) 小規模事業者をはじめ様々な事業者等が法で求められる措置を確実に講じることができる環境を、省庁間・部局間で連携して整備すること。
- (2) 子供の安全確保に万全を期すという観点から、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
- (3) 学校設置者等の事務負担を軽減できるよう、システム統合等を検討することにより、制度改善を図ること。
- (4) 法対応が義務となっていない業界に対しても積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者が認定を取得しやすい環境を整備すること。
- (5) 学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

### <現状・課題>

児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることが義務付けるなどする、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」(以下「法」という。)については、令和6年6月に成立し、令和8年12月25日に施行が予定されているところである。

法施行に当たっては、多くの対象者を取りまとめる都道府県や区市町村、特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ、様々な事業者等が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を整備することが急務となっている。具体的には、システム及び事務処理の詳細を示した事務マニュアルや、「不適切な行為」、「1対1」等の考え方を具体化した業種・業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用にかかる指針を国が策定し、周知するなど、法の円

滑かつ確実な施行に向けた環境整備が必要である。加えて、法で求められる措置を事業者が講じるためには、法律・福祉・心理・医療等多様な専門家と連携する必要が生じるが、小規模事業者等はそういった専門家とのつながりを独自に確保することが困難である。

また、従事者の職業選択の自由やプライバシー権等も考慮した上で、制度対象となる事業や犯歴確認の対象となる「特定性犯罪」の範囲が決定され、現在の法制度が成立したところであるが、子供の安全確保に万全を期すという観点からは、なお検討・改善の余地があると考えられる。したがって、国の責務において、立法趣旨に照らして更に実効性のある法制度や運用等を、法の見直しの目途である施行後3年を待たずして検討していく必要がある。

加えて、制度開始後、学校設置者等は教職員等の採用の都度、こども性暴力防止法関連システムや特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによる確認を要する。現行の仕組みは事務が煩雑で現場の負担が大きく、各システム統合等により現場の事務の負担軽減と利便性の向上を図る必要がある。

さらに、子供の居場所は多岐にわたることから、義務対象施設以外においても、子供の安全を確保することが重要であり、民間教育保育等事業者の積極的な認定取得が肝要である。民間教育保育等事業者による認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備が必要となることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界に国が確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす多様な学びの場・居場所等を運営する多様な民間教育保育等事業者が認定を取得しやすい環境の整備が重要である。

あわせて、法の施行に際しては、国においても万全な体制を構築するとともに、学校設置者等が必要な対応を確実に行うことができるよう財政措置を講じることが求められる。

#### < 具体的要求内容 >

- (1) 特に配慮が必要な子供に接する小規模事業者をはじめ、様々な事業者等が、法で求められる措置を確実に講じることができる環境を、省庁間・部局間で連携して整備すること。具体的には、システム及び事務処理の詳細を示した事務マニュアルや、業種・業態に応じた「不適切な行為」、「1対1」の考え方などを具体化した業種・業態別のマニュアル・規程類の雛形を国において速やかに示すとともに、法のガイドラインで有効とされている防犯カメラ等の活用にかかる指針を策定すること。また、法で求められる犯罪事実確認を確実かつ速やかに完了できる環境構築を進めること。加えて、事業者が法律・福祉・心理・医療等多様な専門家に協力を依頼できるスキームを、国において構築すること。
- (2) 子供の安全確保に万全を期すという観点から、見直しの目途となっている法施行後3年という時期を待たず、国の責務において法改正や運用の見直し等、法の実効性を高めるために必要な措置を検討すること。
- (3) 学校設置者等が、こども性暴力防止法関連システム、特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムなど複数のシステムによ

る確認を行わずに済むよう、システム統合等を検討し改善することにより、事務負担の軽減を図ること。

- (4) 認定取得には学校設置者等とは異なる事前準備も必要であることも踏まえ、法対応が義務となっていない業界にも確実にアプローチして、積極的な情報提供や普及啓発を行うとともに、子供が日常的に過ごす学びの場・居場所等を運営する多様な民間事業者が認定を取得しやすい環境を整備すること。
- (5) 学校設置者等が児童対象性暴力等の防止等のために必要な対応を行うことができるよう、十分な財政措置を講じること。

## 1.0 デジタルの力を活用した子供政策の推進

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 子供政策連携室)

- (1) 子供一人ひとりにとっての「学びの最適化」を図るため、国や地方自治体等の垣根を越えて、子供の探究心を育む特色あるデジタルコンテンツの活用を促進していくこと。
- (2) デジタル技術を活用した子供向け相談サービスの先進事例等について国や地方自治体等で相互共有を図り、子供たちが適切なサポートを受けられる環境を整備すること。

### <現状・課題>

国は「こども大綱」において、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情を踏まえつつ、国と地方公共団体の視点を共有しながら、こども施策を推進することとしている。

東京都は「シン・トセイX 都政の構造改革QOSアップグレード戦略 2.0」において、国や都・区市町村で分かれている手続やサービスを、自治体の枠を越え連携し展開していくこととしている。また、こども分野における目指す将来の姿の一つとして、全ての子供と直接つながるデジタル接点を創出し、子供たちの知的好奇心を満たすコンテンツの充実や、不安や悩みを気軽に相談でき、身近な専門機関や窓口へつながることができる環境整備を、国・都・区市町村の垣根を越えて展開していくこととしている。

子供たちの探究心を育むデジタルコンテンツや、何気ない不安や悩みを気軽に相談できるSNS等のデジタルサービスを充実するなど、子供目線に立った取組を加速していくために、国と地方自治体等がこれまで以上に緊密に連携しながら、デジタル技術を有効活用し、さらなる支援策を講じていく必要がある。

### <具体的要求内容>

- (1) 子供一人ひとりにとっての「学びの最適化」を図るため、国や地方自治体等の垣根を越えて、子供の探究心を育む特色あるデジタルコンテンツの活用を促進していくこと。
- (2) デジタル技術を活用した子供向け相談サービスの先進事例等について国や地方自治体等で相互共有を図り、子供たちが適切なサポートを受けられる環境を整備すること。

## 2 特別な支援を要する子供と家庭に係る施策の 充実

### 1 児童相談体制の一貫した充実強化【最重点】

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

子供の権利擁護を図れるよう、児童相談所及び市区町村の体制を整備すること。

#### <現状・課題>

家庭や地域における養育機能が低下している中で、児童虐待や非行など、子供や家庭に関する深刻な相談が増加し、その内容も複雑・困難化している。

様々な課題を抱える子供と家庭に的確に対応するためには、一時保護等の権限により子供の安全確保を迅速・的確に行う役割を担う児童相談所と、児童相談の一義的な窓口である区市町村の双方において、児童相談体制の更なる強化が不可欠である。

#### 1 児童相談所の体制強化

##### (1) 児童福祉司の配置基準の見直し

児童相談所における児童福祉司の標準配置については、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第3条に定められており、令和5年改正により虐待相談件数の算定方法が見直されたものの、依然として、業務の複雑・困難化等、児童福祉司の業務の実態を反映した算定基準になっていない。

「指導及び教育に当たる児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)」の配置については、児童福祉司5人につき1人(児童福祉司の数を6で除して得た数)が基準となっている。一方、児童福祉司の政令基準は、1人当たり40件を前提としているため、児童福祉司スーパーバイザーを算定すると、本来スーパーバイズを担う職員までがケースを持ちながら、専門性や困難性が高いスーパーバイズやOJTを担うこととなり、役割を十分に果たせる基準とは言い難い。

「里親養育支援児童福祉司」の配置については、各児童相談所に1人とされているが、里親数や委託児童数の増加する中、里親委託の推進や関係機関との調整、里親への継続的な支援などの困難性の高い業務負担を十分に反映した配置基準になっていない。今後、里親委託率の向上を進め家庭養護をより一層加速して進めていく必要があるが、現行の配置基準では、その取組を確実に執行する体制として十分とは言い難い。

「市町村支援児童福祉司」の配置については、児童相談所と子供家庭支援センターとの連携強化が不可欠であるにもかかわらず、市町村30か所に1人配置することとされている。しかし、複雑・困難化するケースが増加し、市

区町村も人材育成や業務の継承等に苦慮している。地域におけるパーマネンシー保障の実現のためには、専門性の高い児童相談所が地域の中核機能として管轄内の区市町村を十分に支援するための業務実態を反映した配置基準であるとは言い難い。

## (2) 一時保護に関する支援の充実

児童相談所において一時保護を必要とする児童は、虐待による愛着障害や発達障害など様々な課題を抱えており、個々の状況に応じた適切なケアを受けられることが必要である。一時保護施設は、児童養護施設と異なり、夜間における身柄付き通告等の緊急保護もあるほか、日中も常時児童が生活しており、職員の負担感も大きい。さらに、身体面・精神面で医療的な支援が必要な児童や、障害がある児童の一時保護ニーズも増えており、よりきめ細かなケアを提供するために医療機関や障害児施設等への一時保護委託が必要であるが、委託費の単価は十分ではない。

## 2 区市町村における児童相談体制の充実

都は、区市町村に子供家庭支援センターを設置し、児童相談所と連携して、児童虐待対応を含む地域の子供と家庭に関するあらゆる相談に対して総合的な支援を行っているが、要保護児童対策地域協議会における登録ケースや児童相談所からの事案送致件数の増加に伴い、業務負担が増大している。

相談体制の充実強化や相談員の専門性の向上が急務であるが、こども家庭センターの運営費については、標準団体（18歳以下人口16,000人）あたり2名の地方交付税措置のほか、子ども・子育て支援交付金や児童虐待防止対策等総合支援事業費補助により財政措置されているものの、こうした都内の子供家庭支援センターの運営実態を反映したものになっておらず、不十分である。

区市町村におけるスーパーバイザーの配置については、基準が示されていない。スーパーバイザーを担う職員は、適切な進捗管理を行い、子供の安全を確保する上で不可欠であるとともに、職員の育成や定着支援においても重要な役割を担っている。都は国の補助に上乗せした独自の基準と補助制度により、区市町村における配置を促進しているが、いまだ配置に至っていない自治体も存在する。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に基づくこども家庭センターでは、母子保健部門と児童相談部門の一体的運営が求められているが、都においては、令和3年度から国に先駆けて、区市町村の児童相談部門と母子保健部門とが一体となり、妊娠期からきめ細かなニーズを把握し早期に支援につなげ、虐待を未然に防止する予防的支援の取組を実施してきた。両部門の連携を担う職員の配置や合同会議の実施、支援プランの作成に加えて、ニーズを的確に把握する独自のアセスメント指標を開発し、専任ケースワーカーが妊娠期から継続的な家庭訪問等を行うことで、一定の効果を上げている。こうした実効性のある取組に対して、業務内容に応じた財源措置が必要である。

また、区市町村において、虐待に至る前の予防的な支援として、親子関係の形成への支援を行うことは重要であるが、そうした支援を進めていくための人員が十分とはいえない。

さらに、家庭支援事業の「措置」については、住民に対する丁寧な説明など業

務量が増大するため、区市町村の体制強化が必要である。措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）については、区市町村に積極的な活用を促すため、実態を把握するとともに、効果的な手法を示す必要がある。

### 3 こども家庭福祉人材の専門性強化

こども家庭福祉の現場において、ソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、認定資格「こども家庭ソーシャルワーカー」が導入された。本資格は、一定の経験のある有資格者や現任者が、指定研修等を受講して取得することとなっているが、十分な知識・経験がある場合でも、資格取得に当たっては、100時間以上の研修を受講することが必要とされている。加えて、児童福祉司の任用資格である公認心理師等において同資格を取得しようとする場合には、さらに100時間程度の研修を受講する必要が生じるなど、現役の実務者が勤務しながら資格取得の上では、過大な負担が生じている。資格が広く取得されるためには、実務経験に応じた研修時間の見直しが必要である。

### 4 新生児期前後における虐待防止・支援体制の強化

虐待死を防ぐための取組も急務である。都内に所在する病院が、内密出産及び新生児等を匿名で預かる取組を開始した。

都は、病院から新生児の匿名での預かり等について通告があった場合は、子供の命を守るという観点から、地元区とも連携して対応しているが、妊娠・出産に関する正確な知識や、相談窓口等の支援に関する情報が必要な人に適切に届くよう、周知・啓発の一層の充実を図るとともに、支援を必要とする者が適切な相談機関につながる体制を整備し、孤立した状況での出産の未然防止に向けた取組が求められる。

また、国は、内密出産について令和4年度にガイドラインを策定し、出自を知る権利の位置付けを含め、諸外国の事例の調査研究を行う考えを示した。一方、現行のガイドラインでは、出自を知る権利を保障するために取得すべき情報の内容や、その開示に関するルールについての具体的な指針は示されておらず、これらについてはすべて実施する病院の判断に委ねられている。

#### <具体的要求内容>

##### 1 児童相談所の体制強化

(1) 児童福祉司の配置基準の見直しを図ること。

- ① 「指導及び教育に当たる児童福祉司」については、児童相談所のスーパーバイズ業務を適切に行う体制を確保するため、児童福祉司の内数ではなく、適正な配置ができるように算定基準を見直すこと。
- ② 「里親養育支援児童福祉司」の算定については、児童相談所における里親支援業務の実態を踏まえ、十分な体制が確保できるよう、里親数や委託児童数の増加、業務の困難性等業務実態を反映した配置基準とすること。
- ③ 「市町村支援児童福祉司」については、児童相談所の専門性を活かし、地域の児童相談の中核機能を発揮できるよう、管轄区市町村の人口規模、相談件数等を踏まえつつ、児童相談所が担う市町村支援業務の実態を踏ま

え、児童福祉司を配置できるよう算定基準を見直すこと。

これらの配置基準の見直しに伴い、児童相談所における体制整備が着実に進むよう、国において必要な財政措置を講じること。

(2) 一時保護に関する支援の充実

- ① 一時保護施設については、地域の特性に応じてより手厚い職員体制の配置を可能とする財政措置を講じること。
- ② 障害児、医療的ケアを必要とする児童等、児童相談所の一時保護所では対応が難しく、生命の安全確保や介護に十分な配慮を要する児童の支援については、一時保護委託費の単価の引上げ等により充実を図ること。

2 区市町村における虐待の未然防止及び児童虐待対応を強化すること。

- (1) 予防的支援を充実させるため、こども家庭センターにおいては、都の取組の効果や、区市町村向けに作成した心理ガイドラインを踏まえた心理的支援を着実に実施できるよう、心理職を含む相談支援に必要な人員が配置できるよう十分な財政措置を講じること。
- (2) 区市町村において、児童虐待におけるスーパーバイズを担う職員の配置基準を示すとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 措置制度の運用に当たっては、措置によるショートステイ（子育て短期支援事業）と児童相談所による一時保護との役割分担や活用の実態を把握し、措置制度の効果とそれに基づいた手法を示すこと。

3 こども家庭福祉人材の専門性強化を図ること。

現役の実務者が、こども家庭ソーシャルワーカー資格を積極的に取得できるよう、研修カリキュラムの見直しや実務経験に応じて一部科目の受講免除等の対応を行うこと。また、新たに導入された資格であることから、今後、資格取得者が現場において有効に活用されているか、国において状況を把握し、各自治体に情報提供するとともに、有効な人材育成につながっているか検証すること。

4 新生児期前後における虐待防止・支援体制強化を図ること。

- (1) 孤立した状況での出産を防ぐための相談支援等に係る体制を検討すること。
  - ① 孤立した状況での出産の危険性について正確な知識の普及を図るため、広い世代を対象に効果的な広報等を実施すること。
  - ② 匿名での妊産婦の相談や生活支援を担う体制を検討すること。
- (2) 内密出産に関する法体系を早期に明示すること。
  - ① 出自を知る権利について、国が責任をもって議論を進めること。
  - ② 上記の議論を踏まえ、国において内密出産の法体系を早期に検討し明確に示すこと。
- (3) 新生児等の匿名による預かりについて、現状を踏まえ、国において見解を明確に示すこと。

## 2 社会的養育推進計画に基づく取組の促進のための対応

(提案要求先 こども家庭庁)

(都所管局 福祉局)

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
- (2) 現行のフォスタリング機関が里親支援センターに移行するまでの間、フォスタリング機関事業を継続すること。

### <現状・課題>

都は、令和6年3月に国が新たに示した都道府県社会的養育推進計画策定要領（以下「要領」という。）に基づき、令和7年3月東京都社会的養育推進計画を策定した。要領では、項目ごとに統一的な「評価のための指標」を設定し、国は都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表することとしている。しかしながら、自治体によって人口や財政事情、里親を含む社会的資源の状況は様々である。

児童自立支援施設については、令和元年に示された策定要領では「当事者やその代弁者、有識者、施設関係者と意見交換を十分に重ね、その結果を踏まえ、方向性を示す」とされていたが、今回の要領でも「ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す」とされ、その方向性も依然として示されていない。

里親支援については、フォスタリング機関を設置し、里親への支援を進めていくこととされてきたが、国は、令和6年4月施行の改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供し、包括的に里親支援を行うための施設として「里親支援センター」を児童福祉施設に位置付けた。

また、里親支援事業の実施に要する費用について、義務的経費とし、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担についても規定した。都は、令和2年度にフォスタリング機関事業を開始し、令和6年度末に全ての児童相談所担当地域において、フォスタリング機関を導入した。今後、フォスタリング機関事業についての実績の評価を踏まえ、里親支援センターへの円滑な移行と、移行後の安定的な里親支援体制の確保へ向けて、検討が必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 地域の実情を踏まえた上で、児童相談所や児童養護施設等の体制強化を図ること。
  - ① 国は、計画の進捗について、地域の実情に十分配慮した上で、分析・評価を行うこと。
    - また、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化や、児童

相談所等の職員の確保・育成、里親委託の促進も含め、十分な財政支援等を行うこと。

- ② 児童自立支援施設の在り方について、ケアニーズの非常に高い子供への対応など、その性質や実態等に鑑み、十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の方向性を示すこと。

また、その方向性を踏まえ、施設の体制強化に向けた十分な財政支援等を行うこと。

- (2) 里親支援センターへの円滑な移行と、安定的な里親支援体制の構築に向け、財政支援の充実を図ること。

- ① 既にフォスタリング機関事業を実施している自治体においては、里親支援センターに移行するまでに一定の調整期間を要するため、移行までの間、フォスタリング機関事業を継続すること。

- ② フォスタリング機関事業において実施している包括的な支援体制を維持し、里親支援センターへ移行後も、里親のリクルートや研修、児童と里親のマッチング、委託後のフォローに至るまで一貫して継続的な支援体制を確保できるよう、職員配置の強化や人材確保・定着のための処遇改善を踏まえた措置費の充実を図ること。

### 3 児童に関する相談支援機能の強化

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

児童相談所・市区町村共に相談支援機能を強化し、要保護児童への対応力を向上させること。

#### <現状・課題>

#### 1 要保護児童等に関する全国情報共有システムをめぐる法的・運用上の状況

平成30年3月に起きた虐待死事案では、転居元及び転居先の児童相談所が、国指針や全国ルールに基づく引継ぎ事務を行ったものの、指針等の解釈や取扱いの相違、共通のアセスメントシートや情報提供票等がなかったことなどから、リスクに係る認識のずれ等が生じた。こうしたことを受け、転居した際に自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と区市町村において夜間・休日も含め、日常的に迅速な情報共有を行うことができる「全国要保護児童等に関する情報共有システム」を国が構築し、令和3年度から運用を開始した。

本システムについては児童相談所と区市町村で相談を受けたケース全てを登録することに意義があると考えるが、国が個人情報保護に関する根拠規定としている児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4は、要保護児童対策地域協議会の登録ケースや虐待ケースのみを対象としている。このため、当該規定のみでは、要保護児童等のケース全てを登録し、共有することは個人情報保護の観点から難しいとする区市町村も少なくない。

また、本システムの基本的仕様では、子供一人当たり一件につき、一つの相談情報しか登録できないなど、各自治体で使用されている相談情報管理システムとの整合性が十分考慮された内容となっていない。

#### 2 体罰等の禁止及び体罰等によらない子育ての普及啓発に係る制度上の状況

都は、子供への虐待の防止等に関する条例（平成31年東京都条例第50号）を制定し、子供の権利利益の擁護、健やかな成長をを図ることを目的として、保護者による体罰等の禁止を明記した。

国も、親権者が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないことを盛り込んだ児童虐待の防止等に関する法律等の改正法律案を令和元年6月に公布し、令和2年2月には、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン「体罰等によらない子育てのために」を作成した。

体罰等は、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすこともあるとされているが、日本においては、しつけとしての体罰を容認する風潮もあり、子供が独立した人格と尊厳を持つ存在であるという考え方が、必ずしも浸透しているとは言えない状況がある。

#### 3 要保護児童対策地域協議会におけるオンライン活用をめぐる制度上の状況

要保護児童対策地域協議会の調整機関である子供家庭支援センターと、要保護児童対策地域協議会の関係機関が、速やかな個別ケース検討会議を開催し、情報共有を行うためには、オンライン会議の活用や構成機関が共有できるデータベースの構築が有効である。

個人情報保護制度の改正においては、オンライン結合（オンライン会議やデータベース構築）について、使用の都度の諮問が必要ない旨示された。

一方で「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、既存のクラウドサービスやオンライン会議ツールなどの約款による外部サービスを使用したオンライン結合について、機密性2以上の情報（個人情報）を取り扱わないよう規定されていることから、区市町村におけるオンライン会議やデータ構築の取組を進める上での支障となっている。

#### 4 児童虐待死亡事例等の検証における司法情報の取扱いの現状

「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」により、公判係属中に「公判記録の閲覧及び謄写」の申出ができるのは、被害者・法定代理人・委託弁護士に限定され、児相職員等は入手することができない。このため、児童福祉審議会における虐待死亡事例等の検証において、十分な情報に基づく再発防止策の分析が困難な場合がある。

#### 5 児童相談所業務に係る第三者評価の実施状況

令和2年の改正児童福祉法（令和元年法律第46号）において、都道府県は児童相談所の業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めることとされている。一方、評価を行う者には、児童相談所業務の専門的な知識や経験が求められており、外部評価を持続的に実施するためには評価者の人材育成などの対策が急務である。

#### 6 児童虐待相談に関する統計集計の現行の取扱い

令和4年度福祉行政報告例について、国は令和6年1月に、一部自治体において国が示す記入要領に従って集計・報告をしていない実態がある旨、公表した。しかしながら、全ての児童虐待相談において児童の安全確認や調査など対応を行っているにもかかわらず、現在の記入要領に基づく報告では、対応の結果、非該当であったものが計上されない。厚生労働省において実施されていた福祉行政報告例を移管し、令和7年度から、こども家庭庁の統計調査として実施される「こどもの福祉と保健に関する状況報告」においても、この点に変更されていない。

#### 7 一時保護時における戸籍・住民票取得をめぐる制度上の取扱い

令和7年6月から導入された一時保護時の司法審査において、児童相談所が親権者等の確認を速やかに進めるため、改正児童福祉法施行規則（令和6年内閣府令第46号）では、区市町村が行う公用請求については、児童相談所長等の求めに応じ、一時保護時の司法審査手続に関し調査を行う場合、本籍地以外の区市町村に対する戸籍謄本等の請求（広域請求）を活用できる旨が明確化された。通常、児童等が居住する区市町村に協力を求めることとなるが、児童相談所長は、居住

区市町村戸籍部門に直接請求できるわけではなく、子供関係部署を通じての手続となるため、戸籍取得に時間を要する。

また、戸籍の広域請求においては附票が添付されず、必要な場合は本籍地自治体に郵送等で改めて公用請求を行う必要がある。さらに、本籍地を確認するには住民票を取得する必要があるが、住民票は広域請求が公用請求では認められておらず、住民票が遠方にある場合には取得に時間を要する。

加えて、外国籍児童については、国ごとに親権制度や親権者の確認書類も異なるため、親権者の確認が困難である。

#### < 具体的な要求内容 >

- (1) 国が令和3年度から運用を開始した「全国要保護児童等に関する情報共有システム」について、全ての自治体が速やかに導入、活用できるよう以下の対策を講じること。
  - ① 要保護児童等の全てのケースを情報共有システムで共有することについて、個人情報保護の根拠規定が明確となるよう、法令改正や通知等の発出などの措置を講じること。
  - ② 各自治体の実情や意見を把握し、現在使用されているものとの整合性を考慮した内容となるよう、システムの仕様を修正すること。
  - ③ 全ての自治体が参加できるよう、必要な財政支援を行うこと。
- (2) 児童虐待の防止に向けて、体罰等によらない子育ての推進に向けた普及啓発を更に充実すること。
- (3) 区市町村において、子供家庭支援センターと要保護児童対策地域協議会の関係機関とによるオンライン会議の円滑な実施や構成機関間でのデータベース共有できるよう、個人情報保護制度の解釈及び運用について、ガイドラインで示すなど、必要な支援を行うこと。
- (4) 児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等の検証において、より多角的かつ総合的な情報に基づいた再発防止策の分析を可能とするため、司法機関等からの公判記録情報等の提供が受けられるよう、関係法令等を改正すること。
- (5) 児童相談所の業務の質の評価を適切に行うことができる評価者を育成するなど、各都道府県が、児童相談所の第三者評価を持続的に実施可能となるよう対策を講じること。
- (6) 児童相談所の現場実態にあわせた統計になるよう、自治体の意見も聞きながら、集計方法を変更するなど、記入要領の見直しを行うこと。
- (7) 児童相談所での戸籍謄本・住民票の取得について、以下の措置を講じること。
  - ① 本籍地と居住区市町村が異なる場合でも、児童相談所長等が居住区市町村戸籍部門に直接請求できるよう法令改正すること。また、広域請求においても、附票が取得できるようにすること。
  - ② 住民票の広域請求についても公用請求が可能となるよう、法令改正すること。
  - ③ 外国籍児童の親権者の確認方法について、主要な国ごとに必要書類及び取得方法を具体的に示すこと。

## 4 社会的養護施策の充実

(提案要求先 こども家庭庁)  
(都所管局 福祉局)

(1) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化等の取組の推進を図ること。

### <現状・課題>

児童養護施設等においては、令和元年度から措置費等で、小規模かつ地域分散化された施設の職員の常時複数配置が可能となったが、実態は、社会的養護の従事希望者の減少により職員を確保できないなど、人材確保はひっ迫している。さらに、小規模かつ地域分散化された施設はスキルや経験を必要とするため、経験者を配置しなければならないが、経験者の人数も足りない状況である。小規模かつ地域分散化された施設は孤立した空間となるため、常時複数配置だけでは職員が感じる孤立感の解消までは至らない。

都は、特に重い情緒面・行動面の問題を抱えた児童に対して心理的ケアに重点を置き支援を行う専門機能強化型児童養護施設の設置を促進するとともに、医療が必要な乳幼児については医療体制整備事業で受入体制を整備している。国は、令和2年3月6日付けで「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」を発出し、医療的ケア児等受入加算実施要綱を示したが、対象となる児童や職員の配置にかかる経費等が実態に合っておらず、必要な支援に対応できるものとなっていない。

施設の小規模化・地域分散化等による本園の取りまとめの業務の増加や、特別育成費の実費化により事務量が増加している。そのため、直接子供の処遇に当たる職員が事務業務を一部担っている実態があり、こうした事務処理への対応のため、処遇困難な子供の入所が増加傾向にある中で、きめ細かなケアの支障となっている。

また、不規則勤務や、長時間通勤による就業負担及び家賃に係る経済的負担が大きいとの指摘や、保育士の場合、保育所保育士と比べて処遇に差があるなど、人材の確保・定着について課題となっている。

施設における小規模かつ地域分散化の取組について、国は、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合でもおおむね10年程度での地域分散化及び多機能化等を図る計画を求めており、児童養護施設の小規模なグループケア単位の定員は、8人から6人に引き下げられ、令和7年度以降は経過措置が終了し一律6人とすることとなった。しかし、現に大規模な施設等においては10年程度での地域分散化の促進は困難であるとともに、養護需要の高い都においては、施設の急激な定員減は、専門的なケアを要する児童の行き場を確保できなくなる懸念がある。

乳児院では、夜間においても授乳や呼吸確認など継続的なケアが必要であり、児童の生命及び安全を確保する観点からも十分な職員配置が不可欠である。しかし、現状では、夜勤職員は1人で児童10名以上を養育し、一時保護委託の受入れ

も行っている。業務は過大で乳幼児の緊急受入れの障壁となっていることから、夜勤職員の複数配置を可能とする支援が必要である。

児童自立支援施設では、従来の非行・ぐ犯を主訴とする児童に加え、発達障害など様々な困難を抱える児童が入所しているが、職員配置基準は定員4.5名に対し1名となっており、被虐待の傷つきへのケアや精神科医療を要する児童の増加など、処遇には高度かつ広範な専門性が求められるが、現在の配置基準は平成24年度以来変わっておらず児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。

自立援助ホームでは、被虐待や発達障害など様々な困難を抱える児童を多く引き受けている実態があるが、国では自立度の高い児童を想定し、職員配置基準は定員6名の場合、2.5名となっており、処遇困難な児童の支援に十分に対応できるものとなっていない。心理面からの自立支援を必要とする児童が増加しているが、心理担当職員の補助基準額は極端に低い。自立支援担当職員の配置は加算として認められているものの、資格要件や専任要件が厳しく、実態に合っていない。

児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設は、既存施設の状況を踏まえ、児童の生活環境改善のため、計画的に改築や大規模修繕等を行い、小規模化や多機能化、防犯対策を進めている。この整備には、国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用しており、令和5年度までは年5回の協議を受け付け、全件採択されていたところである。しかしながら、令和6年度においては、第1回の協議で予算上限に達したとして、一部案件が不採択となり、第2回協議では対象事業が限定されるなど十分な内容ではなかった。令和7年度は協議前の事前登録制に改善されたものの、予算上限に達したとして、一部案件が不採択となった。この状況が続くと、計画的な整備に重大な支障が生じることが懸念される。

#### <具体的要求内容>

被虐待児童及び発達障害を持つ児童の増加や常時医療が必要な乳児などに適切に対応できるよう、また、小規模かつ地域分散化が進むよう社会的養護の体制整備を図ること。

- (1) 社会的養護を担う施設職員の人材確保は喫緊の課題である。人材確保・育成等に対する支援の一層の充実を図るとともに、多様な専門職や専門性の高い職員を継続的に配置できるよう措置費事務費の増額等の見直しを行うこと。
- (2) 直接処遇職員の事務業務の負担軽減を図るとともに、措置費加算の実費払いを定額払いに見直しを行い、事務を円滑に実施できるよう児童養護施設等における事務職員の増員に向けて支援を充実すること。
- (3) 職員宿舍の借り上げを行う事業者に対する補助を行うこと。
- (4) 地域小規模児童養護施設などのグループホームや児童養護施設等を設置する法人が事業者となるファミリーホームについて、開設促進のため、開設前の人材確保に対する支援や、勤務する職員が孤立することのないよう地域分散化された施設を支援する職員の本体施設への配置をグループホーム等の数に応じて増員するとともに、遠隔地に設置する場合に本体施設とは別にバックアップを行う拠点等の整備運営を支援すること。

また、本体施設を小規模化した場合には、グループホームと同様に地域小

規模児童養護施設等バックアップ職員加算や小規模かつ地域分散化加算の対象とするなど、本体施設も含めた小規模化及び地域分散化された施設の安定した事業運営に向けた仕組みを構築すること。

- (5) 児童養護施設等における小規模グループケアについて、令和6年度までとされていた経過措置の対象としていたユニットの支援を継続すること。
- (6) 医療的ケアや心理的ケアなどの専門的ケアを必要とする児童へ十分な対応が行えるよう、児童養護施設及び乳児院への精神科医や治療・指導職員等の専門職員の配置に係る医療的ケア児等受入加算の充実を図ること。その際には地域の実情に応じた補助体系とすること。
- (7) 乳児院における夜間の職員配置に対する支援を充実すること。
- (8) 医療的なケアを必要とする乳児への対応を強化するため、乳児院の看護職員の配置を充実するとともに、常時医療及び看護が必要な病虚弱児等を受け入れられるよう、措置費の病虚弱等児童加算を充実すること。
- (9) 乳児院は入所児童の在籍期間が短期であり、入退所が頻繁に発生する施設であることから、乳児院の施設特性、社会的ニーズに配慮した暫定定員制度の見直しを図ること。
- (10) 児童自立支援施設において、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、児童生活支援員の配置を充実するとともに、配置基準に心理職員を加えること。
- (11) 自立援助ホームにおいて、被虐待や発達障害など処遇困難な児童への支援を強化するため、基準以上に職員を配置したホームに対する人件費加算を創設すること。心理担当職員を措置費の加算として認めるとともに、常勤職員相当とすること。自立支援担当職員について、資格要件や専任要件を緩和するなど柔軟な配置を認めること。
- (12) 施設の改築、増築、防犯対策等における施設整備の補助について必要な財源を着実に確保すること。

また、小規模化かつ地域分散化された施設の設置を優先する場合でも地域や施設の実情を勘案して採択するとともに、対象経費の実支出額に対して補助を行うこと。

(2) 里親等委託の推進に向け、里親やファミリーホームへの支援の充実を図ること。

#### <現状・課題>

国は、ビジョンや要領において、社会的養護の下で育つ子供たちは、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進め、施設においても「できる限り良好な家庭的環境」において養育するよう求めているが、この推進のためには施設や養育家庭等の養育の質の確保と支援の充実が不可欠である。

施設・グループホームは事務費が定員払いであるのに対して、里親には事務費が支弁されず、ファミリーホームには事務費が現員払いとなっているため、里親

の開拓やファミリーホームの設置促進に向けたインセンティブが働きにくい。

現在、ファミリーホームは障害等の特性のある児童を多く受け入れており、児童の受託により家屋の改修が必要になることも少なくないが、改修経費の補助を受けると、里親移行型のファミリーホームであっても、法人等と同じ基準の財産処分制限がかかることから、活用しづらいとの声が挙がっている。

施設を運営する法人が設置するファミリーホームは、専任の養育者による専門的支援や多角的なアセスメント、施設機能を活かした連携やバックアップ体制の確保など支援に当たっての利点があるが、雇用関係における勤務時間や生活の本拠の考え方の課題があり、グループホームと比べて法人にとっての利点がなく、設置が進んでいない。

また、特性のある児童が里親に委託されるケースも増加している。里親が特別な配慮を要する児童等を養育する中で、感情的になり怒鳴ったり、子供の前で物に当たったりするなどの不適切な対応を行ったことで、被措置児童等虐待として認定せざるを得ないこともある。被措置児童等虐待を行った者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない旨、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定められており、その行為の軽重にかかわらず、里親登録が取り消されることになる。施設職員については、不適切な対応が被措置児童等虐待と認定された場合でも、施設長等に指導を行った上で児童の措置を継続することができる。一方、里親については、それまでの委託児童との関係性や委託児童自身の意向にかかわらず、直ちに措置変更とせざるを得ず、子供の最善の利益を損なうおそれがある。

国は、平成 28 年の児童福祉法改正に伴う通知で、乳幼児について、里親等への委託を原則とするとともに、平成 30 年 3 月に一部改正された「里親委託ガイドライン」において、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討することが重要であると示している。そのためには、専門性を持つ養育家庭等の育成や手当の充実及び早期からの里親委託が可能となるような仕組みづくりが必要である。

#### < 具体的要求内容 >

里親等委託の推進に向け、里親やファミリーホームへの支援の充実を図ること。

- (1) 社会全体での養育家庭等への理解を高めるため、一層の普及啓発を図ること。

また、各自治体が取組を行うための十分な財政支援を行うこと。

- (2) 里親のための手当の充実、ファミリーホームの事務費の充実や定員払いなど、里親等委託を推進できるよう措置費制度を見直すこと。

また、障害等の特性のある児童を含むケアニーズの高い児童の委託を促進するため、一般生活費の加算等、措置費の充実を図ること。

- (3) 養育家庭委託についても、育児休業制度が利用できるよう、国として必要な措置を講じること。

特に、乳幼児の委託促進を図るため、里親の休暇制度の充実に向けた支援を行うこと。

- (4) 新生児委託を進めるため、乳児院に専任職員を配置する等、地方自治体が

実情に応じた柔軟な取組を展開できるよう必要な経費補助を行うこと。

- (5) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の改修経費補助について、補助金の財産処分制限に関する規定については、里親移行型のファミリーホーム事業者が高齢等やむを得ない事情でホームを廃止する場合の特例措置を設けること。
- (6) ファミリーホームについては、法人による設置を促進できるよう、雇用関係における勤務時間や生活の本拠の考え方に関する課題を整理し、できる限り柔軟な対応ができる仕組みとすること。
- (7) 児童福祉法第34条の20第1項第2号には、養育里親の欠格事由として「この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（中略）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」とあるが、児童買春、児童ポルノに係る行為等により処せられた者についても、同項第3号の規定にある「児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者」と同等の取扱いとするよう、早急に法の改正を行うこと。
- (8) 里親が不適切な対応を行い、被措置児童虐待と認定された場合、それにより児童福祉法に規定する欠格事由に該当するとして、一律に里親登録を取り消すのではなく、子供の最善の利益の確保の観点に立った上で、里親登録を継続しながら、里親や委託児童の状況に応じた必要な指導等を行うことができるよう、必要な措置を講じること。

(3) 社会的養護の下で育つ子供への支援を、退所後を含めて充実、強化すること。

#### <現状・課題>

施設等を退所した後、安定した生活を送るためにも、社会的養護における自立支援策の強化が求められている。児童の自立を支援する自立支援担当職員について、措置費の加算額では、人件費相当分の加算となっており、活動経費は算定されていないほか、施設等が対象者と交流を継続していくための経費は対象とされておらず、退所者のアフターケアを十分に行うことができない。

将来の進学等に向けて、学齢期に入った段階から学習習慣を身に着けることが重要であるが、現在の措置費では学習支援を十分に行うことができない。

令和6年4月1日施行の改正児童福祉法（令和4年法律第66号）において、児童自立生活援助事業の年齢要件や実施場所が拡大された。児童自立生活援助事業を児童養護施設で実施するためには、専任の職員配置が必要であることなどから、対応できない施設も存在する。この結果、入所していた施設による継続した自立支援が受けられない状況が生じ、結果的に児童に不利益が生じる可能性がある。また、児童養護施設や里親等に措置されている児童は、国通知に基づき、就労移行支援等を受けることが可能だが、児童自立生活援助事業の利用者は対象となっていない。

### <具体的要求内容>

社会的養護の下で育つ子供の自立を支援すること。

- (1) 退所後の自立を見据え、高校生の特別育成費は学外での学習に必要な経費を対象とするとともに、補習費や資格取得等の加算額を拡充すること。また、小学生に対しても中学生と同様に学習塾費の対象とすること。さらに、大学等に進学する児童に対する入学支度金の拡充等の支援を行うこと。
- (2) 措置費の自立支援担当職員加算について、旅費等の活動経費も算定するなど、アフターケアを十分に行うことができるよう増額すること。
- (3) 措置解除後も退所者が入所していた児童養護施設等と交流を続けていくための経費を支援すること。
- (4) 児童自立生活援助事業について、事業の実施状況や効果を検証し、支援が必要な児童が、施設による継続した自立支援を受けられるよう、支援の実態に合わせた柔軟な職員配置を可能とすること。
- (5) 児童自立生活援助事業の入居者について、児童養護施設入所している児童や母子生活支援施設に入所している母と同様に、就労移行支援等を受ける場合の仕組みを構築すること。

## 5 ひとり親家庭の自立支援策の推進

(提案要求先 こども家庭庁・法務省)  
(都所管局 福祉局)

ひとり親家庭の自立支援策を拡充すること。
----------------------

### <現状・課題>

ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的・精神的な負担が大きく、ひとり親家庭が抱える課題は、母子家庭では、低賃金や不安定な雇用条件等の就労上の問題、父子家庭では、家事等生活面の問題など、それぞれの状況によって様々であるため、ひとり親家庭の自立を進めるためには、各家庭の状況やニーズを把握した上で、相談体制の整備、就業支援、子育て支援・生活の場の整備、経済的支援を総合的に推進していく必要がある。

### <具体的要求内容>

ひとり親家庭の生活実態を踏まえ、ひとり親家庭施策への更なる財政支援を行うこと。

## 6 困難な問題を抱える女性への支援

(提案要求先 内閣府・厚生労働省)  
(都所管局 福祉局)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行を踏まえ、以下のことを実現すること。

- (1) 区市町村が女性支援に主体的に関われるようにすること。
- (2) 女性相談支援センター・一時保護所及び女性自立支援施設の体制強化を図ること。

### <現状・課題>

令和6年4月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律52号)及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針」が施行され、併せて関係する要綱・ガイドライン・指針等が示された。

区市町村は、生活保護、母子福祉、高齢者福祉、障害者福祉、生活困窮者自立支援等、女性の自立支援に関する権限や資源等を有しており、その役割は重要であるが、法律において、国及び地方公共団体は困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を有することが明記され、基本的な方針において区市町村の役割については示されたものの、女性相談支援員の配置については依然として努力義務となっている。

区市町村において、各部署間が連携した支援を円滑に行うためには、女性相談支援員を専任で配置するなど身近な区市町村における相談支援体制を充実することが必要である。

また、基本的な方針では、女性相談支援センターや女性自立支援施設における支援として、身体的、心理的、性的な暴力等の被害からの回復支援や、自立支援、同伴児童等への支援についても示されている。措置費において各種取組等に応じた加算があるものの、現行の配置基準では不十分であり、更なる体制強化が必要である。

### <具体的要求内容>

- (1) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行を踏まえ、区市町村における相談支援体制が整備促進されるよう女性相談支援員を法において必置化するとともに、配置基準を示し、財政支援も含めた支援を行うこと。
- (2) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設の体制を強化すること。
  - ① 同伴児童の支援を充実させるため、女性相談支援センター・一時保護所の配置基準に、児童の心理ケアに通じている心理職員、保育士、学習指導員を加えるとともに、保育室や学習室等の整備を行うための必要な財政措置を行うこと。
  - ② 女性自立支援施設においても、他福祉分野と同様の処遇改善加算やキャリアアップのための補助を行うこと。
  - ③ 自立支援及び被害回復支援の具体的な実施内容や実施方法を明らかにするとともに、必要な支援策を示し、人員配置に係る最低基準の拡充を図る等、施設の対応力強化に向けた施策を展開すること。

### 3 子ども・子育て支援新制度施行後における幼児教育の質の確保

(提案要求先 子ども家庭庁・文部科学省)  
(都所管局 生活文化局)

- (1) 質の高い幼児教育のための財源を十分確保すること。
- (2) 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付等については、幼児教育の質の確保・向上が図られることを第一義に捉え、国の責任を果たすとともに、十分な財政措置を行うこと。
- (3) 円滑な制度運用に向けた取組を行うこと。
- (4) 幼児教育の無償化について、保育料の上昇や大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど制度を拡充すること。
- (5) 預かり保育利用料に対する支援額が極めて低いため、実態に応じた制度の改善や十分な財源措置を行うこと。
- (6) 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の対象施設要件を幼稚園設置基準も勘案したものとする。

#### <現状・課題>

子ども・子育て支援新制度は、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充や質の向上を進めるものであり、国の責任において、十分な財源確保を行うとともに、新制度に移行していない園も一定数あることを踏まえ、幼児教育の質の確保のためには、施設型給付を受けない幼稚園を含む全ての幼児教育を行う事業者に対して、十分な財政支援を行う必要がある。

施設型給付については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）上、国が2分の1を負担する原則となっているが、教育標準時間認定子どもに係る施設型給付については、同法附則第9条において、当分の間、国が本来の負担を行わず、地方がその一部を負担する仕組みとされている。

また、認定こども園及び施設型給付を受ける幼稚園における教育標準時間認定子どもの預かり保育について、区市町村において一時預かり事業（幼稚園型）を委託しない場合や本事業と私学助成による預かり保育補助との間に大きな差異がある場合など、本事業への円滑な移行が困難な場合には、引き続き都道府県による財政支援が前提となっている。

さらに、新制度については、制度が複雑であることに加え、請求・給付事務をはじめ制度に係る事務が膨大かつ煩雑となっており、区市町村・事業者にとって大きな負担となっている。

一方、国が令和元年10月から実施している幼児教育の無償化では、直近の物価水準や賃金動向等を踏まえ、給付上限額を年額33万6,000円へ見直し、令和8年10月から実施する予定である。しかし、これは、令和8年度の都内私立幼稚園の平均保育料407,700円と比べて下回っている。

また、私立幼稚園の預かり保育の利用料に対する支援では、上限額が日額450円又は月額1万1,300円であり、極めて低い。さらに、保護者、幼稚園等施設及び自治体にとって極めて複雑な制度となっていることに加え、制度の運用に係る事務費の国庫負担は令和2年度までとなっている。

令和3年度から現行の幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない施設に通う保護者の負担軽減補助として「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」を新たに実施しているが、対象施設となる基準は認可外保育施設に近く、幼稚園類似の幼児施設が対象外となるケースもある。

#### <具体的要求内容>

- (1) 幼児教育を行う全ての事業者に対して、質の高い幼児教育を行うために必要な、恒久的、安定的な財源を十分確保すること。
- (2) 施設型給付等の財政措置については、質の高い幼児教育を確保する観点から、特に、以下の点に取り組むこと。
  - ① 教育標準時間認定子どもに係る施設型給付についても、国が責任を持って必要な経費の2分の1を負担するという本則に基づき算定されるよう、早期に見直すこと。
  - ② 各園及び区市町村において、一時預かり事業（幼稚園型）への円滑な移行が図られるよう、補助単価の引上げなど預かり保育の実態に則した十分な財政措置を行うこと。
- (3) 新制度の円滑な実施に向けて、以下の点に取り組むこと。
  - ① 制度の運用状況や課題を十分に把握するとともに、必要な情報を適時・適切に提供すること。
  - ② 事務手続の簡素化や事務手引の作成等、区市町村や事業者の負担軽減を図ること。
- (4) 幼児教育の無償化について、以下の点に取り組むこと。
  - ① 幼児教育の無償化について、保育料の上昇や大都市の保育料負担に配慮した上限額への引上げなど制度を拡充すること。
  - ② 預かり保育利用料に対する支援額が極めて低いため、実態に応じた制度の改善や十分な財源措置を行うこと。
  - ③ 自治体等の声を十分に聴き、円滑な運営ができるよう制度の改善を図ること。
  - ④ 事務費については国庫負担とすること。
  - ⑤ 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援の要件について幼稚園設置基準も勘案したものとする。